

第1回ハンセン病検証会議・第2回ハンセン病検討会 合同会議

H14.10.16(水)

【葉山常務理事】 大変お待たせいたしました。先生方には、委員をご就任いただきで間もないこの時期に、ご多忙中にもかかわらず、多数ご出席いただきまして、ほんとうにありがとうございました。

これから平成14年ハンセン病問題に関する事実検証調査事業、ハンセン病問題に関する第1回ハンセン病検証会議及びハンセン病検討会との合同会議を開催させていただきます。

私は、本事実検証調査事業を厚生労働省から委託された日弁連法務研究財団の常務理事をしております葉山と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず初めに、日弁連法務研究財団、新堂幸司理事長から一言、ごあいさつさせていただきます。

【新堂理事長】 日弁連法務研究財団の理事長の新堂でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

このたび、皆様方とご縁を持つことになりました私どもの財団と申しますのは、平成10年に設立された財団法人でございます。法律実務の研修、法及び司法制度に関する調査研究、法に関する情報の収集と提供を事業の3大柱とした財団でございます。弁護士会等の枠にとらわれることなく、広く社会に開かれたシンクタンクの機能を持つ総合的な研修研究機関として、現在活動いたしております。このたび、厚生労働省から、本事業の委託依頼を受けて、本年9月30日付で正式に委託契約を締結いたしました。

ご承知のように、我が国におきましては、ハンセン病患者の方々に対する隔離政策が長年にわたって継続され、多大な人権侵害と悲惨な被害をもたらしました。この問題につきましては、熊本、東京、岡山の各地方裁判所におきまして、国家賠償請求訴訟が提起されました。昨年5月には、熊本地方裁判所から、「らい予防法」の違憲と隔離政策の違法を認めた判決が出され、その判決が確定している次第でございます。その後、坂口厚生大臣の国会における答弁や、全国の原告の方々、その弁護団及び全療協の方々によって組織された統一交渉団と国との間の協議の結果などを踏まえまして実施されることになったのが本事業と承っております。

本検証事業は、ハンセン病患者に対する隔離政策が長期間にわたって続けられた原因、それによる人権侵害の実態について、医学的背景、社会的背景、ハンセン病療養所における処置、「らい予防法」などの法令等、多方面から科学的・歴史的に検証を行い、再発防止のための提言を行うということを目的とする事業でございます。2度と再び、このような悲惨な被害がもたらされることがあってはならないということは、我々のすべてが願うところでございますが、そのための検証を国家の事業として行うことの歴史的意義は大変大きなものがあると考えております。当財団といたしましても、このような歴史的価値のある事業を厚生労働省から委託されましたことを光栄に存じております。本事業のご成功のために尽力を

する所存でございます。

どうか、委員の先生方にも、よろしくようお願い申し上げます。ご静聴ありがとうございました。(拍手)

【葉山常務理事】 一言、お願いがあります。どうか写真撮影の場合は、傍聴人のほうを、あちら側はいませぬけれども、撮影をなさらないようお願いしたいと思います。

それでは、本検証会議の座長と副座長のご紹介を、当財団の鈴木事務局長よりさせていただきます。

【鈴木事務局長】 日弁連法務研究財団の事務局長をやっております弁護士の鈴木です。本検証会議の座長と副座長を、あらかじめ法務研究財団のほうから選任させていただいておりますので、ご紹介させていただきます。

座長は、東京都元副知事の金平輝子委員をお願いいたします。また副座長は、座長のご推薦により、九州大学法学部の内田博文委員をお願いいたしました。一つよろしく申し上げます。

本検証事業は、後ほど事務局から改めて説明させていただきますように、ハンセン病問題に関する検証会議運営要綱に基づき、検証会議と、その下に置く検討会を設置して行うことになっております。検証会議委員のうち、学識経験者としての2名は検討会から推薦していただくことになっておりました関係上、本日は既に午後1時から検討会第1回を開催いたしました。その結果、検討会からは、和泉眞蔵委員、藤野豊委員の2名が推薦されまた検討会委員長は井上英夫委員に決まりました。

3時からのこの本会議は、検証会議と検討会の委員の方々が初めて、ここにお顔合わせいただくよい機会でありまして、また議題に検討会との合同会議を含めた年間スケジュール案の検討等も含まれております関係上で、検証会議と検討会の合同会議とさせていただきます。

それでは、本日の合同会議の司会を検証会議座長の金平委員をお願いすることにいたします。よろしく。

【金平座長】 それでは、私は金平輝子と申します。今回、このハンセン病問題に関する事実検証という大変大きな困難な、また意義のある会議の座長をさせていただくことになりました。どうぞよろしくお願いいたします。

【内田副座長】 九州大学の内田でございます。極めて歴史的価値の高い本作業に加えていただきまして、まことに光栄に存じております。皆様とともに微力を尽くしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【金平座長】 それでは早速でございますが、お手元の議事予定に従いまして進めていきたいと思っております。

まず初めに、本日1時から、この会に先立ちまして開催されました検討会がございました。この検討会のご報告を委員長にご就任になりました井上委員長から、ご報告をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【井上検討会委員長】 立ってやりましょうか、座ってでもいいでしょうか。

【金平座長】 いかがでしょうか。議事進行もございますから、どうぞお座りくださいまして、よろしくどうぞ。

【井上検討会委員長】 はい。検討会の委員長ということで、今日の第1回の検討会についてのご報告をいたします。

まず最初に、仮議長ということで、私が推薦されましたので、それに基づいて議事進行をしました。最初に委員長の互選ということでお諮りして、私が推薦されましたので、委員長ということになりました。

その上で、議事としましては、まず検証会議への推薦委員をお諮りしました。先ほどももう既にご紹介がありましたが、和泉眞蔵委員と藤野豊委員ということで、医学、それから社会科学系ということで、特に学識経験者という、その委員の専門分野も配慮しながら推薦がされたということでもあります。

2番目には、運営の組織について検討していただきました。検討会の内容は非常に多岐にわたりますし、先ほども歴史的に非常に重い課題ということで、それに取り組むには、しっかりした運営体制がとられる必要があるかと思ひまして、その運営をスムーズにするために運営委員を5名選ばせていただきました。委員長と、それから今ご紹介しました検証会議への推薦委員、和泉眞蔵委員と藤野豊委員ということです。それから昨年来の経過も踏まえまして、さらに専門分野も踏まえまして、酒井シヅ委員と並里まさ子委員ということで、この5人で運営の任に当たると。もちろんここで全部決めるというような話ではありません。検討会にお諮りしながら、話を進めていきたいということでもあります。

3番目は、公開・非公開という会議の運営についてですね。まずこの点では、原則公開ということで。ただし、この問題はいろいろプライバシー等の問題もありますから、必要な配慮は行うということでもあります。公開については、次に議事録について議論をさせていただきました。議事録は、録音をとって逐語的な議事録にする。それをまず記録として残す。さらにそれについてのご確認をいただいて、公開については必要な配慮を行うということでもあります。こういう形で原則公開ということ、検証会議と同じように貫いていきたいということでもあります。

それからあとはスケジュールについても議論がありまして、この辺になりますと、既に研究テーマ・内容についても議論がありましたので、これは、この合同会議の中で少しご議論いただいて、検討会としての役割、作業の進め方等、ご意見をいただければと思います。以上です。

【金平座長】 ありがとうございます。それでは、これにつきましては特に質疑はいたしませんので、先に進めたいと思います。

それでは次に、事務局のほうから、本事業の概要と、それから本日の議事進行予定、それから配付資料につきまして概略ご説明を願います。

【加納（事務局）】 日弁連法務研究財団の本事業担当の事務局の弁護士の加納と申します。どうぞ、これからよろしくお願ひいたします。

早速ですが、配付資料等についてご説明させていただきたいと思います。

まず本事業の概要についてです。今、お手元にお配りいたしました委託要領をごらんいただきたいと思います。『ハンセン病に問題に関する事実検証調査事業実施要領』といった書面を今お配りいたしました。これは事前に委員の先生方には配付をさせていただいたのですが、討議の関係上、改めて今、お手元のほうに届くようにいたしました。

こちらの実施要領につきましては、別紙 1、別紙 2 という形で、全体で 3 枚の構成になっております。別紙 1 が『ハンセン病問題に関する検証会議運営要綱』、別紙 2 が『ハンセン病問題に関する検証会議・検討会の検討事項』という構成になっております。こちらが本委託事業の基本的な内容を成すものということになっております。

ここに本事業の目的と検証会議・検討会の役割が記載されております。まず目的についてですが、本事業は、実施要領及び運営要綱の第 1 条に記載されておりますように、ハンセン病患者に対する隔離政策が長期間にわたって続けられた原因、それによる人権侵害の実態について、医学的背景、社会学的背景、ハンセン病療養所における処置、「らい予防法」などの法令等、多方面から科学的・歴史的に検証を行い、再発防止のための提言を行うことを目的としております。

このような検証事業の目的実現のために検証会議が設置されておりますが、さらに運営要綱の 2 条のほうで、その検証会議が検証活動を行うために必要な調査・検討、報告書の作成等を行うため、検証会議のもとに検討会を設置するとされております。また運営要綱の 5 条のほうをごらんいただきますと、検証会議は基本的な検討課題を整理して、検討会に、その検討課題を示し、検討会が研究し、検証会議に報告を行い、検証会議が、これを受けて審議をした上で報告書を作成するということになっております。検討会から検証会議に対する報告は、年度末には報告書の形で行われることが必要となってくると思われますが、その過程におきましても、検討会は検証会議と相互に情報交換に努めるなどして、連携を図っていただき、必要に応じて検証会議に研究状況等を報告することが運営要綱の 5 条で予定をされております。情報交換の方法といたしましては、具体的には、適宜、会議を合同に開催していくことも必要であろうかと思っております。その関係で、本日は合同会議というふうにさせていただいております。

検証会議の具体的な活動、そして検討会との連携については、後ほどスケジュール案をご検討いただく際に説明をさらにさせていただきたいと思っておりますので、現在では、この程度にさせていただきたいと思っております。

続きまして、検討課題についてです。本事業の検討課題ですが、基本的な事項については、お手元にお配りいたしました委託要領の別紙 2、検討事項のほうに 11 項目が記載されております。また昨年度の厚生科学研究、「ハンセン病施策の検証と将来に向けた対策の構築に関する研究」が、本事業で検討すべき課題について報告書として提案されておりますので、そちらのほうを参照していただきながら、検証会議で具体的に検討課題を決定していただければというふうに考えております。

平成 13 年度の研究報告書につきましては、検証会議の委員の方々には事前に配付をさせていただいております。具体的には、この研究班報告書をもとにして、さらに加えるべき検

討課題や削るべき課題についてご議論いただきまして、検討課題を整理して、検討会にお示しいただきたいというふうに考えております。

なお、検討課題に対する具体的な検討については、時間の関係上、第2回の検証会議以降の議題とさせていただきたいというふうに考えております。

本日は第1回目の会議ということになりますので、自己紹介などをお願いした上で、以下の2点についてご議論をいただければというふうに思っております。まず第1点が、会議の運営にかかわる事項といたしまして、本検証会議の資料と議事録の公開方法についてご検討いただきたいというのが1点です。そして第2点が、今後のスケジュールについての問題です。

資料といたしましては、ただいまお手元がございますものについて、配付物一覧という形で、一応、リストをつくっておりますが、ご審議いただく際に、また個々に説明をさせていただきたいと思っております。

なお本日、議題について審議が終了いたしました後、事務局から具体的な事務連絡等をさせていただきたいと思っておりますので、そういった時間も予定させていただきたいと思っております。

それでは、事務局からのお願いですが、本日、ちょっと会場が広い会場を取らせていただいているんですが、マイクの本数がちょっと少ないということで、お手元にワイヤレスマイクをお持ちするまで、できましたらご発言をお待ちいただければと思います。今回の検証会議については、すべて逐語的な議事録をと考えておりますので、ご協力いただければと思います。よろしくお願いいたします。

【金平座長】 ありがとうございます。今のご説明はよろしゅうございますか。本日の議題は公開の方法とか、2つほどございましたけれども、今日は初めての会でございますので、最初に普通の会ですと、委員の紹介というのがあるんでございますけれども、今回はやっておりません。それで、ただいまから、まず自己紹介ということでやらせていただきたいと思っております。

今日は実は合同会議でございまして、お手元に、この座席表は配られておりますでしょうか。こちら側のほうが検証会議の委員でございまして、そちらのほう側に検討会の委員がお座りになっていらっしゃるというふうに大体お考えいただきたいと思っております。これだけの方に自己紹介をしていただきますので、1分ずつやりましても、相当なものになるかと思っておりますので、そこは皆様、本日の議事進行にぜひご協力いただきながら、しかし、これから、このメンバーでいろいろ検討いたしますので、一つ自己紹介のほうをよろしくお願いいたします。

それでは、そういうふうに進めさせていただいてよろしゅうございますか。はい。それでは、座ったままでございますが、やっぱり私からやったほうがよろしいでしょうか。いいですか、はい。

それでは、私から申します。私自身は実を言うと行政に長くおりましたが、このハンセン病との関係につきましては、平成7年に、いわゆる「らい予防法」の見直し検討会というの

がございました。そのときにメンバーに加えていただきまして、私は、このときに初めてハンセン病というものに正面から出会ったと申しますか、かかわったということですが、ただ、それ以後、特に活動をしてまいりませんでした。ただ、大変な問題があるということ、これはハンセン病の患者さんだけではなくて、それを国民も知らなかったという、こういう事実。いろいろなショックを感じながら、当時、検討会に加わったことを覚えております。本日、先ほど申しましたように、こういう座長を仰せつかっておりますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、もう一回、内田先生、ちょっと自己紹介をお願いいたします。

【内田副座長】 九州大学の内田でございます。専門は刑事法でございますけれども、刑事法を通して、人権問題について関心を持っております。

この問題は、日本国憲法最大の人権侵害と言っても過言でもないような、そういう性格を持っています。日本国憲法は人権擁護をうたっておりますけれども、なぜ、そういった日本国憲法のもとで、こういった人権侵害が起こったかということについて非常に関心を持っております。多くの問題について関心を持っておりますけれども、研究班の先生方がご立派な研究をしていただくというようなことに少しでも検証会議の一員といたしまして尽力できればというふうに思っております。座長をお助けして、皆様方ができるだけ素晴らしい研究をしてくださるよう微力を尽くしていきたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思います。

【金平座長】 ありがとうございます。それでは、どちらかでも構わないんでございますけれども、じゃ、藤森委員のほうから、そして、こちらに行って、検証会議の委員の方に先にさせていただいて、検討会というふうに順序をさせていただきます。どうぞ、よろしくお願ひします。

【藤森委員】 朝日新聞の編集委員をしております藤森研と申します。よろしくお願ひいたします。

私は、この問題について気になりながら、ずっと不勉強で来ました。熊本地裁判決を読みまして、特に損害のところを何度も読みました。やっぱり肅然とします。私は今、メディアの一員、片隅にいるわけですが、メディアが歴史の中で果たしてきた功も罪もきつとあったんだろうと思います。、その一人として、あるいは国民の一人として、何で我々はこういうふうに来ちゃったんだろうかなと。あるいは今も来ているのかなということを一生涯命やっぱり考えないといけないなというふうに感じています。加えていただきまして、大変ありがたく思っております。よろしくお願ひします。

【金平座長】 ありがとうございます。じゃ、牧野委員、お願ひいたします。

【牧野委員】 国立療養所邑久光明園園長をしております牧野でございます。

所長連盟の代表として、所長連盟の中で選ばれて、この会に出席することになりました。私も以前からハンセン病にはかかわっているんですが、最も多く、強くかかわったのは金平委員と一緒に「らい予防法」見直し検討委員会でございます。その後もずっと所長としてハンセン病の世界にいますけれども、この問題には私自身も大変重たいものを感じ

ておりますし、医師もしくは医学者がどういう役割を果たしたか。そういうことを、できるだけきちんと検証していきたい。そんな気持ちで参加しております。どうぞよろしくお願いいたします。

【金平座長】 三木委員、お願いいたします。

【三木委員】 毎日新聞の論説委員の三木賢治でございます。よろしくお願いいたします。

去年5月の熊本地裁判決の後、社説の執筆担当者として、政府に原告以外の患者とも早く和解に応じろというような社説を実際に書きもしたのですが、実は恥ずかしながら、ハンセン病については、これまで具体的に取材を - - 長い間、私は社会部におりましたが、取材する機会がなかった。積極的に取り組んでこなかったことに忸怩たる思いがございます。その社説を書いた際の論説会議でも、みんなで大いに反省したところではありますが、新聞はハンセン病についてあまりに無力だったのではないかと。そういった反省も、その後、込めまして、私どもなりに検証も進めておるところで、今回、こういうお役目をちょうだいした次第でして、大変ありがたいと思います。そういった新聞のこれまでのあり方も含めながら、微力ながら全力で参加させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【金平座長】 ありがとうございます。光石委員、お願いします。

【光石委員】 弁護士の光石忠敬と申します。日弁連から、この検証会議に加わるようにということで推薦をいただきました。

私は、日弁連では人権擁護委員会というところに比較的長く所属して、主として医療ないしは医学と人権の問題に携わってまいりましたが、96年に日弁連が「らい予防法制」の改廃に関する意見書を出したり、2001年にも意見書を出したんですが、いかんせんテンポが遅過ぎて、皆様方に大変ご批判を受けたということがありました。しかも、この問題は検討すればするほど、法律家団体として何もしてこなかったという大変な責めを負っているというふうに感じております。大変苦しい立場ではあるんですけども、にもかかわらず、この問題を考えれば考えるほど、これからのこの日本の形というものに大変重要な問題を含んでいる。特に医学・医療を行政がどのように利用していったのかということに大変、私は関心を持っています。そういうわけで、少しでもお役に立てれば幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

【金平座長】 ありがとうございます。それでは、宮田委員、お願いいたします。

【宮田委員】 産経新聞の編集局次長をしています宮田一雄と申します。

私は新聞記者であると同時に、エイズ・アンド・ソサエティー研究会議というNPOとそれからやはりHIV感染者の支援を行っているブレース東京という2つのNPOの理事もしています。そういう立場から、今、メディアとして、重大ではあるけれども、長期にわたって継続している現象、これをどのように過不足なく報道し続けていけるのかということ。それから、エイズ対策の観点から、感染の予防というメッセージと感染した人の支援とをどうやって両立させていけるかというのが、当面の私のテーマになっているんですけども、それについては、こういう機会を与えられて、むしろ私としては非常に勉強の機会になると。同時に、少しでも私の経験でお役に立てることがあればお役に立ちたいと思いますので、よ

ろしく願います。

【金平座長】 ありがとうございます。それでは、こちらにまいりまして、鈴木委員はいらっしゃらない？ 4時からのご出席でございますか。それでは、はい、どうぞ。願います。

【弐委員】 ハンセン病国賠訴訟の全国原告団協議会の会長代理をしております弐雄二です。

昨年の熊本判決、そして控訴断念を発表した総理大臣の談話に基づいて、私たちは、昨年7月、厚生労働大臣と基本合意を交わし、その中で、この真相究明の問題も取り上げるということをはっきりと約束したのですが、しかし、それ以後、何と15カ月、本日まで15カ月も経過している。この間、実際に検証会議は0回というのを1度開いた記憶はありますが、正式には発足しないでいた。今日初めて15カ月ぶりに、私たちは、この検証会議を第1回目を開く。このことに対して、ほんとうになぜこれほど遅れたのか。私は、そのこと自体、ハンセン病問題の我々の思いがいかに通じないのか。政治的な意味では、厚生労働省が、いかに私たちに対する態度を軽んじているか。軽視しているか。その問題を痛切に感じざるを得ません。私たちは既に多くの取り返しのつかない犠牲を払ってきた。その1つが、この隔離政策のもとで死んでいった者。私たちの先輩、私は、母の兄もその中に入っていますが、それは2万3,800人はおります。また、水子のまま流された、あるいは嬰兒になって、実は産声を上げて生まれてきたのに殺されていった子供たちがいます。その子たちはホルマリン漬けになっている子供が現在もまだあるし、そして骨まで残っていない、そういう状況もあるんです。私たちは、そういう者たちに対する、ほんとうに名誉を回復し、さらにこのようなことが2度と起こさない、そのための再発防止のために、この真相究明検証会議をしっかりと、私も代表の1人として、その任を果たしていきたい。そういう思いを強く持っている次第です。よろしく願います。

【金平座長】 ありがとうございます。こちらこそよろしく願います。それでは、今度は神委員、よろしく願います。

【神委員】 ハンセン病療養所入所者協議会の事務局長をしております神美知宏です

局長に就任してから7年余りが経過をいたしました。今、検討会の委員の1人として指名を受けまして、非常に気持ちの引き締まる思いを持って、本日出席をさせてもらっております。それはなぜかということについて、改めて申し上げるまでもないことですが、この検証会議あるいは検討会の果たすべき使命と申しますか、責任と申しますか、その重大性を改めて考えてみるときに、委員の1人として十分、その役割が果たし得るかという点を考えてみるときに、改めて責任の重大性を痛感しております。

坂口厚生労働大臣は、判決が確定した後、全国のハンセン病療養所を副大臣とともに謝罪行脚をされた。全国の入所者を前にいたしまして謝罪を申した後におっしゃったことは厚生労働大臣として、全面解決をするために真摯にこの課題に取り組むんだというふうにより多くの入所者の前で言明をされました。しかし、それからもう1年近くが経過しようとしておりますが、客観的に今、どういう状況にあるかということに思いをいたすときに、まだまだ大臣



のおっしゃった真摯に全面解決のために取り組むとおっしゃった、その言明が空念仏に終わってしまっているのではないかと。そういう印象を強く受けております。

全面解決と一口に申し上げますが、私は事務局長の立場としても、まだまだ日本における1世紀近くも続いた、この人権侵害の典型的な「らい予防法」が廃止をされて6年の年月が経過しておりますが、まだまだ解決の入り口に立ったばかりであるというふうを考えておるところで、そういう意味からいくと、この検証会議の負うべき役割は非常に重大であるわけで、この結果いかにによって、1世紀も続いてきた誤った日本のハンセン病対策が真に解決するかどうか、全面的に解決ができるかどうか、そういうことがかかっているというふうに思います。そういう意味で、私どもの組織は略称、全療協といいますが全療協に負わされている役割、ほんとうに私たちは今の時点で考えてみるときに、真の人間回復を果たし得たのかというふうに自問をするときに、否と残念ながら言わざるを得ません。それほどまだまだ多くの課題が残っておるわけで、今、ハンセン病に対する全面的な検証をする中から、国民にあますところなく報告をし、情報開示をし、それぞれ国民一人ひとりがみずからの責任を問いかけてもらいたい。そうして初めて全面解決につながっていくんだという認識をしております。

長くなりますので、この辺でおきますけれども、全国の入所者が非常に注目をしております。あるいは回復者の一人ひとりが、この検証会議の成り行きを厳しいまなざしで見つめております。どうぞ皆さん方、重大な責任があるという自覚に改めて立って、真摯な取り組みをともにお願いいたしたいものだと思います。口幅ったいことを申し上げました。終わります。

【金平座長】 どうもありがとうございました。それでは、鮎京委員、お願いいたします。

【鮎京委員】 弁護士をしております鮎京眞知子と申します。よろしくお願いいたします。

私は、薬害エイズ訴訟、それからハンセン病訴訟という患者の命と人権にかかわる裁判にずっと携わってまいりました。ハンセン病政策の誤りを指摘する熊本判決は確定しましたけれども、長年にわたる絶対隔離政策や無らい県運動などの結果によって、ハンセン病に対する偏見差別の根は今も深く社会の中に根づいて残っております。

今日から、この検証会議が始まりましたけれども、この会議は報告書を作成するという重大な責務を持っておりますが、それと同時に、この検証会議のこの活動の実際を、できるだけ多くの国民の方々に見ていただくことによって、ハンセン病問題に対する正しい理解を深め、偏見解消の啓発を進めるという大きな使命が、この会議にはあるのだと思っております。この会議の成功は、決して委員だけの力でできるものではないと思っております。私も一生懸命やりますけれども、どうか委員だけではなく、マスコミの方も、傍聴の方も、最後まで、この会議を見守って支援をしていただきたいと思いますと思っております。よろしくお願います。

【金平座長】 ありがとうございます。それでは、今日ご出席の検討会議の委員の皆様、あと和泉委員が検討会と両方のお立場でございますが、早速、こちらのほうから、検討会のほうをお願いしてよろしゅうございましょうか。

【和泉委員】 和泉眞蔵といいますが、現在、インドネシアのサラバヤ市にあります国立ア

イルランガ大学熱帯病センター、ハンセン病研究室でJ A I C Aのシニア海外ボランティアという立場で、ハンセン病の研究をしています。

日本で35年間、ハンセン病にずっとかかわってきました。ハンセン病の専門医として研究所にいたことがありますし、京都大学を足場にした一般病院での療養所ガイドのハンセン病患者を守るための仕事、それから療養所における患者さんの医療にずっと携わってきました。私の名前が比較的世間に知られたのは、例の熊本地裁における専門家証人として、初めての証人として、日本のハンセン病政策がどのように間違っていたのかという原告側の証人として立ったということだと思います。裁判の経過は、そういうことで原告の全面勝訴に終わったわけですが、私自身は、ハンセン病の専門家として、こういう仕事ができただけで非常に、ライフワークとしてハンセン病を取り上げている者としてはうれしいと思っています。

現在、私が勤めているサラバヤというのはジャワ島の東の端にある東ジャワ州というところにあるんですけども、人口3,400万ぐらいの州です。日本の人口の4分の1ですが、去年の年間の新しい患者は3,785人出ているんですね。しかも、この数は1999年が3,100人台でしたから、2000年、2001年と増えています。まさにハンセン病がまだまだ広がっているところ。しかも、対策が十分、学問的にもできないので予防手段がとられないで、次々、新患が出て、身体障害者が増えているという中で、いかにしてハンセン病を防ぐということを1つの研究課題としています。

それからもう一つは、これは最近出てきたことなんですけれども、WHOが化学療法、多剤併用療法ですけども、これを最初は2年間という治療期間で始めて、これの再発率というのは0.2%ぐらいで非常に少ないので安全だということになって、1年に短縮しました。1年に短縮した結果、再発率がどれぐらいになったかというデータがないままで今度はWHOは、6カ月でいいんじゃないかというふうな治療実験をインドネシアを含めてやってほしいということになりました。対象患者が2,500人ぐらいですが、これについて意見を求められましたので、この研究は危険もある。例えば不完全治療で耐性菌がその辺にばらまかれるという危険があって、将来、重大なことになるかもしれないし、すべての患者にそういう研究をする。半年でいいかどうかということについては、厳密に検討してかからなければいけないという提言をしましたところ、そういう必要な研究をやってくださいというふうなことがありましたので、もう一つのインドネシアのサラベシ島にあるハサノディン大学と東ジャワの私たちの研究室2つが担当して、かなり壮大な実験を科学的に進めるための仕事、研究をするということになりました。簡単に言ってしまいますと、インドネシアで最も進んだ2つの研究室、そのハサノディン大学と私どものところと2カ所が選ばれたということで、インドネシアのハンセン病研究については重要な役割を果たしているということで考えています。

ここでちょっと1つだけご紹介しておきたいのは、このハサノディン大学とイルランガ大学熱帯病センター、ハンセン病研究室というのは、今年の春ぐらいに正式にスタートしたんですけども、それからこれらが先ずと続けていくわけですが、この研究室をつくって、

中を整備し、将来の研究につないだ。この財政的なサポートは、国賠訴訟の原告団と、その補償を受けた日本の元患者さんたちがしたということです。これは具体的に、そういうものが出てきまして、日本のハンセン病の人、特に国賠訴訟で得られた賠償金ないしは補償金が世界のために役立つと。特にハンセン病のために役立つということが具体的にスタートしていますので、それがなければ私の仕事も現在進みませんので、そういう意味では、日本の患者さんたちの国際的な貢献に支えられながら、毎日、仕事をしているというのが現在の私の立場です。

今回は検討会議のこともありますし、検証会議ものこともありますので、インドネシアから臨時に帰って来ました。これから先も必要に応じて帰って来たいと思いますけれどもハンセン病の専門医として患者とともに歩みながら、同時にまた、専門家の果たした過ちこれも検証していきたいと思いますし、なぜそういうことが起きたのかについて、厳しく自分の反省も含めて見直したいと。もう一つは、国際比較の中で、どのように日本が異常であったか。これは熊本裁判でも証言しましたけれども、ぜひ皆さん、国民の前によくわかるような形で、専門家の見方をお示しできたらと思っています。

【金平座長】 どうもありがとうございました。はい、伺っていると、もっともっと皆様から伺いたいんですが、今日は、ちょっと全部の方をお願いしたいと思います。じゃ、藤野委員、検証会議と検討会のほう両方でございますので、どうぞよろしく。

【藤野委員】 藤野と申します。専攻は日本近現代史、歴史学です。検討会の委員であり、先ほどの検討会で皆様のご推薦によりまして、検証会議の委員にもなりました。責任を2倍感じております。

私は、今回の仕事は、ハンセン病の元患者の皆さん、それは原告であった方も、原告でなかった方も含めて、すべての元患者の皆さん、その家族の方々、また多くの亡くなったの方々、そしてまた生まれて間もなく殺害されたであろう患者さんが生んだ子供たち、すべての皆さんの思いを受けてやるんだと思っています。非力ではありますが、歴史学者としての私のすべての能力を、この事業に捧げます。今後ともよろしくお願い申し上げます。

【金平座長】 どうぞよろしくお願いいたします。それでは、こちらに戻っていいでしょうか。井上委員長、先ほどもちょっとお話しくださいましたけれども、ちょっと自己紹介を。

【井上検討会委員長】 先ほどは名前を言うのを忘れてしまいました。井上です。金沢大学の法学部にいます。

専門が社会保障法という領域ですので、中でも医療、とりわけ健康権ということをずっと考えてきています。その関係で、国立病院の統廃合の問題、こういうものを研究しております、それで1986年ですが、最初に青森の松丘保養園に伺いました。私も、そこでやはり人生観といいましょうか、変わった。それから、日本の社会というものに対してこれだけの一生、悪い言葉で言えば、飼い殺しをするような政策をとっている社会というものに対して目が開かれたといいましょうか。で、その際に、そういう感じ方をしましたが、残念ながら、それ以降、ハンセンの療養所はあっちこっち訪れましたけれども、直接お役に立つことなく、今まで来ました。

しかし、問題は国立医療あるいは日本の医療をどうするか。こういう問題ですので、今回の仕事で、とりわけ検討会で委員長という大役を仰せつかりましたので、今まででも考えてはきましたが、あまりお役に立てなかった分、これから一生懸命やっていきたいと思います。委員長ということですから、特に検討会の皆さんが十分議論していただいて大きな成果を上げる。そして何より、再発防止のシステムを考えることが私は必要ではないかとそのためには真相をしっかりと究明しなければなりません、日本の社会の中で最も欠けている、いわば政策評価というものをきちんとしていく中で、あるいはその仕組みをつくるこれが再発防止、2度と再び、こういう政策を行わないということにつながると思いますので、そのあたりをこれから考えていきたいと思っています。よろしくをお願いします。

【金平座長】 ありがとうございます。それでは宇佐美委員、お願いいたします。

【宇佐美検討会委員】 私は長島愛生園に53年間お世話になっております宇佐美と申します。今度の検討会議において、昨年からの引き続いて、いろいろと皆さんにお世話になりまして、この不自由な中でも入所者としての悲哀、そしてまた被害、そういうものを皆さんに訴えて、また歴史的に私たちの先輩がいかに苦しい状態で、いかに残酷なことをされたかということについて、逐一、私の知る範囲において皆様に訴えて、この委員会において反映をさせていただきたいと思います。何分不才でございますけれども、皆様のご支持によって、またご支援によって頑張っていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

【金平座長】 どうぞよろしくお願いいいたします。それでは……。

【能登検討会委員】 すみません。私、宇佐美さんと席を変わって……。

【金平座長】 結構でございますけれども、お名前は何と？

【能登検討会委員】 能登恵美子と申します。

【金平座長】 能登恵美子様ですね。じゃ、こちらのほうからどうぞ。

【能登検討会委員】 はい。私は皓星社という出版社に勤めまして、今年8月から配本が始まったんですが、『ハンセン病文学全集』第1期10巻を今配本中です。それで、皓星社に入社して、今年で18年目になるんですが、ずっと一貫してハンセン病の入園者の方たちの作品を刊行してきました。それで、なぜ全集に至ったかということがあるんですけれども、もう少し体系的にまとめてみたい。それで、今、鶴見俊輔先生と一緒にやっているんですが、先生と初めにお話しした話は、文字として残されたものを広い意味で文学としてとらえて、まとめていきたいというふうなものを編集方針として取り組んでいます

私自身は、一番最初に出会ったのは『明石海人全集』をつくったことが初めてだったんですけれども、そのときに会った子供の作品というのが、実はやっぱりここまでハンセン病の問題に、どうしても目が離せなくなってしまうというきっかけだったんですけれども。子供たちは、まともな教育の機会を与えられない。それから、子供であって、病者であるのにもかかわらず、園内で強制作業がある。それから、父母たちと強制的に引き離されて入所するというようなことが、今現在は、療養所の中に子供の姿はないですけれども、こうしたことは事実としてあったということも含めて残していきたいというふうに思っています。それで、第1期の中に1巻、子供の作品の巻も設けました。

もう亡くなられた方がたくさんいらっしゃるんですけども、作品が語るということが物すごくあると思うんですね。例えば被害の実態であるだとか、それから強制隔離の実態であるだとか。例えば小説の中でも、ノンフィクション的な要素が物すごい強い作品が多いです。そしてまた、園の中に物すごく作家集団、物すごいたくさんの方たちの作家集団だと思うんですけども、なぜこんなにもものを書き残したか。書くということが生きることだった。書くということが、何て言うか、社会とのつながりだったんじゃないかというようなことを、このごろ、いろいろ作品をまとめていて思ったりしています。以上です

【金平座長】 ありがとうございます。まだお話があるでしょうけれども、今日は、ちょっと自己紹介ということなので。それでは、酒井委員、よろしくお願いします。

【酒井検討会委員】 私は順天堂大学、現在一応、定年になりまして、その後、客員教授という形で勤めております。医学史、医学の歴史を専門としているということから、ハンセン病に関する歴史的な検証の、去年は研究班の主任研究員という形で、一応、責任者になりましたが、いろいろ皆様方にご迷惑をかけて、この問題がいかに難しい問題であるかということ、ほんとうに心底感じさせられたものであります。

我々、医学・医療畑にいる人間というのは、とかくいろいろな意味で世間知らずであり過ぎたというような面も、この目を開かせられましたし、それから、将来、こういうことがあってはいけないということも、このハンセン病問題を通してつくづく感じさせられています。その意味で、今年度の検討会議に関しては、さらにいろいろな広がりを見せて活躍したいと思えます。

特に私が現在やっています仕事の関係はデータベースのシステムづくりをやっておりまして、このハンセン病の問題を検討するにしましても、不確かなデータに基づいて物事が組み立てられては何もなりません。その意味で、データベースづくりというものを、将来に向けても非常に重要なものだということで、この問題に関しては、我々が作ったシステムを利用しながら、もっと効率的ないろいろなデータを利用していただけるようにしたいと思っております。

【金平座長】 ありがとうございます。それでは、佐藤委員でよろしゅうございますか。

【佐藤検討会委員】 はい。東京大学医学部公衆衛生学教室の佐藤と申します。

公衆衛生学というのは幅の広い分野ですが、中でも私は、疫学と政策科学を専門にしておりまして、疫学は個と集団における疾患のあり方を記述して分析をする学術。それから政策科学というのは、政策の成立・実施、それから改廃の力学の評価をするというふうな目的を持った学問です。こういった方法が、この問題のように非常に社会的にも大切な問題に少しでも役に立っていただければと思って、何とか微力を尽くしたいというふうに思えます。

日本のハンセン病と並んで、この問題をいつでもどこでも起こり得る、ハンセン病に限らずでございますが、というふうに目を向けてみますと、例えば、あまり知られていませんが米国でも70年代、80年代までは強制隔離を合法化する法律が実際存在しておりましてハワイのモロカイ島、アメリカの本土ではルイジアナのカービルに収容所が長く存在しておりまして、欧米の研究者とともに日米の比較を含めて、少し比較政策学という立場から、この

問題を眺めてみたいという……

(テープがえ)

【金平座長】 ありがとうございます。それでは、並里委員、お願いいたします。

【並里検討会委員】 栗生楽泉園の副園長をしております並里でございます。長い間、全生園におりまして、昨年4月に現職になりました。専門は皮膚科で、ハンセン病の治療を専門分野にしております。

このところ、今当面の私どもの非常な課題は、再発の問題と薬剤体制の問題が非常に重要なシビアな問題としてとらえておりまして、日本では非常に大きな問題になっておりますが、これも世界的な問題になっております。それで、私ができますことは、閉ざされた世界ですね。医療は閉ざされると、そこでどういうふうなことが起こるのかということだと思わんですが、閉ざされた世界の医療はどんなものであったのかを、可能な限り客観的に調べられたらと思っております。

もう一つ、こういう分野ですと、諸外国とのつながりというの、いつもいつも大切でして、風通しがよくないと、ほんとうに変な方向になってしまうというのを、今までの日本の歴史が示していると思いますけれども、いろいろな学会とか、可能な限り、世界の学会あるいは世界的な動きをいつもつながるようにしまして、そこでどういう問題が起こっているのかということも常に見ながら、自分の足元といいますか、この世界を見ていきたいと思っております。

【金平座長】 ありがとうございます。それでは、こちらのほうに参りまして、松原委員、お願いいたします。

【松原検討会委員】 松原洋子と申します。立命館大学におります。私は専門は科学史及び科学技術社会論でして、特に優生学の歴史の問題を、社会と生物学・医学の関係という観点から研究してまいりました。特にその中でも優生保護法の成立過程、それから、その前身である国民優生法の成立過程というのを詳しく見てまいりました。

皆さんご存じのように、ハンセン病が合法的な不妊手術の対象とされたのは、戦後の優生保護法からでございます。国民優生法では除外されておりました。どうして、そういう戦後になって、むしろ断種政策が拡大されたのか。それから、優生学的な理由による中絶の規定が拡大されたのか。そういったことを検討してまいりました。この検討会の私の役目としては、ハンセン病の療養所における事実上強制的な不妊手術、墮胎、それから嬰兒殺、そういった非常に重く悲しい問題ですけれども、そういった問題に取り組ませていただきたいと思っております。皆様、そして生まれてこなかった、生まれてきても生きることを許されなかったお子さんたちのその重い経験というものを歴史の間に葬ることなく、今後の問題にいくらかでも生かせるように微力を尽くしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【金平座長】 ありがとうございます。続きまして、丸井委員、お願いいたします。

【鈴木検討会委員】 すみません。席を変わりましたので、奈良女子大学の鈴木でございます。

【金平座長】 鈴木則子委員でございますか。

【鈴木検討会委員】 はい、そうです。

奈良女子大学の生活環境学部に所属しております。専門は日本近世史で、江戸時代の差別の問題、部落史でありますとか、身体障害者問題、それからハンセン病問題について研究してまいりました。この検討会における研究においては、近代国家が作り上げていく差別ができる前の差別というものはどんなものだったのか。政府によって差別がつけられる前はどのような状態だったのかということをはっきりと明らかにしていくことを目標としています。具体的には江戸時代に形成された家筋、今の言葉で言えば遺伝という言い方をしませんが、家筋差別がどういうふうにして江戸の社会の中でつくられて、それが近代、どういうふうに変容させられていったのかという問題について考えていきたいと思っています。

【金平座長】 ありがとうございます。そうすると、丸井委員？

【森川検討会委員】 琉球大学の森川恭剛といいます。

【金平座長】 森川委員でございますね。よろしくお祈いします。

【森川検討会委員】 私は専門は法律学です。差別の問題について法的に考えるということをしてテーマにしております。熊本地裁に裁判が提起されて、これは大変な課題が法律学に提起された。そういうふうにとめておりました。今、裁判が終わりまして、一つ危惧を抱いておりますのは、この貴重な判決が法律学において、間もなく忘れられてしまうのではないかとことです。ですから、長年の隔離政策による被害の大きさ、せめて、その被害の大きさに見合ったものを法律学に残しておきたい。そういう気持ちでこの検討会に参加させていただいております。よろしくお祈いします。

【金平座長】 ありがとうございます。それでは魯紅梅さんですね。

【魯検討会委員】 順天堂大学医学部大学院生の魯紅梅でございます。専門は医史学、人文学でございます。7年前、中国から来日しました。日本に来る前は、中国の吉林省で内科医師として働きました。来日してからは、人文学で医学倫理、医史学を研究しております。言葉は韓国語が自由にできますので、昨年からは日本占領下地域、主に韓国を中心にハンセン病対策について、医学的背景、社会的背景から研究してまいっております。よろしくお祈いします。

【金平座長】 ありがとうございます。おかげさまで、今日ご出席の委員の方から、一言ずつ聞かせていただきました。どうもありがとうございます。

伺っております、この会の改めて責任といいますか、役割というふうなものがとても大きいということ、何か身が引き締まるような思いでございます。また、いろいろなご専門の方、お立場の方、ご経験の方、いろいろといらっしゃることがわかりました。大変いろいろな分野から検証していくという目的に、それぞれのご専門のお立場、ご経験を、どうぞ今後ともよろしくお祈いしたいと思ひます。

それでは、今お話を一とおり終わったところでございまして、ほんとうはここで少し、いろいろなお話し合いができればいいんですが、先に進んでよろしいでしょうか。本日はとにかくお顔合わせということでございますので、ちょっと次の議題2つを何とか終えたいと思ひ

います。

それでは、議題が今日ございますが、最初の議題でございます資料と議事録の公開の方法についての議題に入りたいと思います。これにつきまして事務局のほうから、ちょっとご説明をお願いいたします。

【加納（事務局）】 本検証会議の運営につきましては、お手元にあります運営要綱の7条におきまして、原則として会議は公開すること。そして、議事録は毎回作成して、内容を出席者が確認をした上で、原則公開をするということが定められております。

また厚生労働省は、本事業における検証に必要な資料については、個人のプライバシー保護等に配慮しつつ、その所管内にある関係資料を原則としてすべて公開し、地方自治体等に対しましても、必要に応じて資料開示の協力を求めるということが規定されております。こちらは実施要領のほうに規定されております。

そこで、ご議論いただきたいのは、第1に、検証会議の討議資料の公開についてです。事務局といたしましては、公開された会議の配付資料につきましては、原則として当日の傍聴者に対して配付することとし、用意していきたいというふうに考えております。ただ資料に個人のプライバシーにかかわる事項が含まれている場合など、どのように対応するかという問題がございます。事務局といたしましては、そのような場合には、検証会議に配付する資料そのものに黒塗りを入れるなど工夫をすることとし、できるだけ検証会議に配付される資料と傍聴される方に配付される資料について一致する方向で対応していきたいと思っておりますが、この点、いかがでしょうかというのが第1点となります。

第2に、議事録についてです。議事録の公開については既に定められておりますが、事務局としては、具体的な方法といたしまして、テープで録音し、逐語の議事録を作成いたしまして、これを委員にご確認いただいた上で、発言者のお名前も含めて当財団のホームページで公表することを予定しておりますが、それでよろしいでしょうかということが第2点となります。この点についてご議論いただければと思います。

なお、議事録作成の関係上、発言につきましては冒頭にお名前を入れてご発言をいただくようお願いいたします。

【金平座長】 それでは、説明が終わりましたけれども何かご意見はございますか。

ちょっと伺いますけれども、今日は第1の点ですけれども、傍聴のほうの方には全部、資料は配られているのでしょうか、どうでしょうか。

【加納（事務局）】 本日の配付資料につきましては、日程調整等の具体的なものを除きましては、会議資料としてはすべてお配りをしております。

【金平座長】 はい、わかりました。それでは、なるべく公開するという原則でございますが、プライバシーの点は十分配慮してという説明でございました。井上先生、検討会のほうも、大体そういうことでございますか。

【井上検討会委員長】 はい。そういう同じ方針で。ただ、細かい点になると、皆さんにお諮りしながらやることですから、必ずしも検証会議と一緒にということではないかもしれませんが、原則は同じです。



【金平座長】 はい。これはいかがでございますか。マスコミのほうからも、何かご意見はございますか。原則公開でよろしゅうございますか。

【藤森委員】 私は、2点について考え方に賛成です。ちょっと今のご説明で質問を一つ。

【金平座長】 それは第2のほうの問題でございますね。はい。

【藤森委員】 基本的に賛成ですが、1つだけ追加的な質問を今のご説明にさせていただきます。黒塗りにする場合があります。僕もあると思います。この判断者はだれになりましょうか

【金平座長】 これは今、事務局のほうからご説明がありましたので、まず事務局のお考えをちょっと聞かせてください。

【加納(事務局)】 現在のところの考えといたしましては、配付資料をお出しする前に、座長ですとか、委員長等にお諮りいたしまして、ご相談の上で決めていきたいというふうに考えております。

【藤森委員】 わかりました。

【金平座長】 ほかにございませんでしょうか。よろしゅうございますか。プライバシーに気をつけるということは当然でございますが、一面、なるべく多くの方に、私たちの会議の内容も知っていただく。しかし、当然、それに必要な資料も公開していくという方向はご確認していただいたということによろしゅうございますか。はい、光石委員、どうぞ。

【光石委員】 そのプライバシーという場合は、患者さんのプライバシーと。こういうふうに限定してよろしいですね。

【金平座長】 私は、そう考えておりましたが、事務局は何かございますか。

【加納(事務局)】 はい。基本的には患者さんの医療行為等に関するプライバシー問題というふうに考えております。

【金平座長】 光石委員、よろしゅうございますか。それでは、およその方にご了解いただきたいと思いますので、それでは第1の議題、それからもう第2の議題と合わせて、ご確認いただいたということにさせていただきます。ありがとうございました。

そうしますと、本日お諮りするということは以上でございました。

それでは、2つ目の議題 - - すみませんでした。1つ目の議題が2つでございましたけれども、2つ目の議題は今後のスケジュールということですので、この審議に入りたいと思います。事務局がスケジュール案を用意しておりますので、ちょっとご説明をいただきます。

【加納(事務局)】 お手元に『検証会議・検討会スケジュール』について記載しております事務局案をお配りしておりますので、ごらんいただきたいと思います。

左側が検討会についてのスケジュール、右側が検証会議についてのスケジュールということになっております。

本日のこの合同会議は、検証会議としては第1回の会議ということになりますが、検討会といたしましては、本日1時から、第1回の検討会を開催しておりますので、検討会としては第2回目の会議、これを合同で開かせていただいているということになっております。

次回ですが、11月上旬ごろに開催をしたいということで考えておるんですが、内容につきましては、今後の検討課題について検証会議においてご議論いただきたいというふうに考

えております。そして、実際に研究に当たる検討委員の先生方のご意見も参考にさせていただきたいと考えておりますので、検証会議と検討会は次回も合同会議とさせていただきたいと思っております。で、検証会議として検討課題の整理・決定をした上で、検討会に検討課題をお示しいただきたいと考えております。

そして、同日につきまして、合同会議終了後、決定した検討課題について、早速、研究方法等についてご検討いただきたいというふうに考えておりますので、第4回の検討会の会議を、合同会議の同日に設定をさせていただきたいというふうに考えております。

その後のスケジュールですが、検討会の委員の先生方には、決定をされた研究方法に従って、実際に研究に着手していただき、適宜、会議を開いていただいたり、海外調査を含めた現地調査を行っていただくといった方向を考えております。そして、検証会議のほうにつきましては、療養所等の現地訪問や関係者のヒアリングを実施していくというスケジュールを考えております。

なお、今後の検証会議を開催する会場につきましては、全国13ございます国立ハンセン病療養所と東京の会場の両方を利用して開催してまいりたいというふうに考えております。つまり最終報告書をいただくまでに、委員の先生方には、隔離の本拠地であった13の療養所すべてを訪ねていただいた上で、関係者のヒアリングなども実施していただいて広く実態についての理解を深めていただくことが本事業の趣旨にかなうものではないかと考えております。その皮切りといたしまして、第3回の検証会議は11月26日、27日の1泊2日の日程で、香川県にございます大島青松園のほうで開催をしたいということを考えております。

そして、来年3月には、14年度の委託事業としての報告を出すということになっておりますので、来年の1月中旬ごろには、検討会において中間報告書素案の作成に入っていただき、2月の合同会議で中間報告書素案をご提案いただいて、それを討議していただき3月の合同会議で確定をしていただくということを予定しております。中間報告につきましては、検討会において素案を作成していただき、それを検証会議にご提出していただき検証会議で、その内容を確定した上で最終的に財団に提出をしていただくという手順で予定しておりますが、こういった最終段階では、できるだけ多くの合同会議を開催をして検討会と検証会議の意見交換の機会を持っていただくようにしていってはいかがでしょうかというふうに考えております。

なお、ごらんのとおり、非常にタイトなスケジュールになっておりまして、実質的な研究期間としては大変短くなっております。報告書は、当然のことながら、中間的なものとならざるを得ないというふうに考えております。

本年度は、検証事業の予算といたしまして5,000万円が計上されておりますが、平成15年度も、本事業の関連予算として3,000万円程度の予算が概算要求しているとも伺っておりますので、最終報告を平成15年度と記載させていただいております。もっとも委員の先生方から、16年度についても研究を続けたいというご意見がございますようでしたら、財団といたしましても、厚生労働省のほうにお願いをしていきたいという所存でおります。

以上のように、適宜、単独の会議ですとか、合同の会議というのを開催していきたいというふうに考えておりますが、事務局のほうから提案させていただきました本年度のスケジュールについて、本日はご審議いただければというふうに考えております。

なお、先ほどからお話が出ておりますが、各療養所に多数の胎児標本があるという話を伺っております。そして、遺族の方は、検証会議での検証の報告を待って、できるだけ早期に引き取りたいというご意向を示していらっしゃるというお話も聞いておりますのでその点も含めまして、ご議論・ご意見を伺えたらというふうに考えております。よろしく願いいたします。

【金平座長】 ありがとうございます。以上ご説明がございましたけれども、この検討会スケジュールというのに、検討会と検証会議の両面で整理してございます。いかがでしょうか。はい、どうぞ、藤野委員。

【藤野委員】 今のスケジュールは、かなり過密できついんですけども、とにかく頑張るしかないと思っておりますので。

ただ、今、事務局のほうからご提案のあった各療養所に残されている胎児というのか、嬰兒というのか、そのホルマリン標本の件です。これは先ほどお話がありましたように、ご遺族の方は早く供養したいというご意向もあります。それも踏まえまして、早急に検討会及び検証会議、どちらもですけども、共通の課題として、このホルマリン漬けになった子供たちの標本といいますか、それについての調査をしていただきたいと思っております。それはもちろん写真撮影とか、ビデオ撮影はもちろんですけども、可能ならば、司法解剖という形で、ほんとうにこの子供たちが死んで生まれてきたのか、あるいは生きて生まれた後に殺されたのか。それについての検証もぜひやっていただきたいと思っております。その上で - - もちろんこれはご遺族のご意向にも沿わなければいけませんけれども、ご遺族の了解を取った上で、そうした司法解剖まで考えて、そしてその上でご供養したいと思っております。ですから、このことについても、スケジュールの中に組み込んでお考えいただきたいということと、当然、そのことになりましたと、我々だけではできないわけで、法医学の方のご協力も要ります。そういうことも含めて、早急に、これをスケジュールに組み込んでいただきたいと。特にご遺族のお気持ちからすれば、早く供養したいというお考えがあるので、このことも組み込んでいただきたいと思っておりますので、詳しいことは次回の合同会議で議論してもいいと思っておりますけれども、一応、このことをこれからの検討会、検証会議ともに考えていただきたいと思っております。

【金平座長】 ありがとうございます。それでは、藤野委員、今日のところはご意見として伺っておいてよろしゅうございますか。

【藤野委員】 今日時間的にもそうないと思っておりますから、詳しい議論は次回としまして、一応、この課題として、ここで皆さんでご確認をいただきたいというふうに思っております。

【金平座長】 はい、それではどうぞ。

【佐藤検討会委員】 今、藤野先生のほうから司法解剖という言葉が出ましたが、ぜひも

ちろん遺族の方々のご意見を伺うのが第一でございますが、和泉先生を含め、ハンセン病の専門の方に、病理解剖の必要性の有無についてもご検討いただければというふうに思いますが。

【金平座長】 それでは、和泉委員、何かございますか。

【和泉委員】 胎児ないしは嬰兒のハンセン病にかかっているかどうかという病理解剖というのは必要はないと思っています。ただ、司法解剖の話が出ましたから、きちんとしておかなければいけないのは、生まれてきて一回も呼吸をしないで、ホルマリン漬けになったというのと、呼吸をして肺が開いて空気が入っているという状態で、ホルマリン漬けにしたということでは、嬰兒殺か、墮胎かということで全く違いますので、その辺の解剖のことはきちんとしておく必要があると思っています。それ以外に、胎盤感染の問題とかというような問題を、ある意味では医学的な興味から現在やるということは必要はありませんので、そういう意味ではハンセン病の病理の人が立ち会う必要はないと思っていますが、法医学の立場からのものはきちんとしておいてほしいと思います。

もう一つ注意しなければいけないのは、これは想像に過ぎませんけれども、おそらく生まれてきた子供を殺したという形のものというのは、おそらく心理的にはホルマリン漬けにしないで、そのまま証拠を隠滅すると思うんですね。そういう意味で、今度のホルマリン漬けの標本の解剖をしたということによって、例えば生まれてきて呼吸をしたのに殺したということがわからないとしても、原告が証言していることを否定するわけにはいきませんので、そういうものを証拠にしては、生まれてきた子供を殺したということはないというふうな結論を出さないような注意は必要だと思っています。

【金平座長】 はい。笈委員、お願いいたします。

【笈委員】 私たちのハンセン病訴訟の裁判の中での私たちが受けてきた被害の中に、ほんとうに産声を上げて生まれてきたのにもかかわらず、「この子はあなたの子ですよ。男の子ですね」と、そこまで念を押して、金盆に顔を押し当てて殺したと。そういう事実が証言の中に、私たち原告団の意見陳述の中にあります。こういう現実をほんとうにきちんとやはり見つめていただきたい。そのためには、藤野先生のほうから提案がありましたように、しっかりと科学的に、それがどうであったのか。私たち自身、実際に法律のないもとで、国が所長に黙認したという形で墮胎が行われてきた。優生手術が行われてきた。男子に対する断種が行われてきた。この罪はだれが負うんだという思いを強くしております。そういうことで、現在もなお、ホルマリン漬けの子供たちがある限り、その責任をきちんとやはり見極める必要がある。ましてや、ほんとうに殺されていったと。産声を上げて殺されていったという証言がある限り、そのことはきちんと質していただきたい。それが検証会議の任務じゃないかと。そういうふうに思います。

【金平座長】 はい、ありがとうございました。この件について、何かほかにございますか。特にございませんでしたら……。いや、お話を伺っておりまして、今、藤野委員のご提案もございましたけれども、ほんとうに私たちのやるべき検証とか調査ということの改めて重みというものを大変感じました。

実は、ここでそのほかにも、まだこういうことをやるべきという、いろいろとご提案があるかと思いますが、今日は、これぐらいにとどめてよろしゅうございますか。それで、私は、委員長のほうで、今度、検討会のときに、ぜひそういう各ご専門の立場からのご指摘・ご提案というふうなものを少し整理していただいて、こういうことも検討をと次回に、それを検討事項の整理ということが、先ほど事務局からは挙がっておりますのでそういうスケジュールの中に持ち込んでいかがかと思いますが、委員長、いかがでしょうか。

【井上検討会委員長】 流れはそれで結構だと思うんですが、確認させていただきたいことがあります。検討会で、先ほども議論になりましたので。

と申しますのは、今日の資料の実施要領の中の別紙2『ハンセン病問題に関する検証会議・検討会の検討事項』と。これがございますね。この検討事項は、要するに、これでコンプリートなものであって、この11項目で検討会の作業をしなければならないのかというご質問もありましたし。それで、私のほうからは、それもここ、合同会議で議論していただきたいというふうに申し上げたんですが、ただ、この文書の性格は、契約に基づいて契約内容を確定するという意味で、こういうふうに項目を整理したというふうに理解しています。さらに、この要領の2の内容、(2)のところに、検討課題という項目がありまして、検証会議及び検討会の基本的検討課題は別紙2のとおりとすると。こういうふうに基本的検討課題という文言も入っていますから、別紙2のこれに限定されないで、場合によってはつけ加える、あるいは整理すると。こういうことでよろしいのではないかと思うんですが、で、具体的には、次回の検討会及び検証会議で議論して、課題を明確にしていくと。そういうふうに理解してよろしいでしょうか。

【金平座長】 ありがとうございます。私自身は、そういうふうな理解でございましたけれども、契約に基づく、この検討事項というふうなものをどう考えるかということ、これはちょっと一言だけ、事務局のほうから。私は、今、委員長がおっしゃったように理解しておりましたけれども、よろしゅうございますか。あくまで、これを基本的事項として、今後、いろいろ検討していくと。あくまで基本的事項としてと。まとめれば、そういうことになるかと思いますが、よろしゅうございますかね。

【鈴木事務局長】 事務局のほうも、委員長のご意見のように理解しておりまして。あくまでも当財団が厚生労働省から委託を受けた事業契約の内容として、こういう基本的な事項について検討してもらいたい、あるいは調査してもらいたいと。こういう趣旨であると。したがって、これを基本として、必要なものがあれば、さらに検討するということは「基本」という言葉が入っている以上、当然であるというふうに理解しています。

【金平座長】 ありがとうございます。それでは一応、そのように確認させていただきましたので、今後、どうぞよろしく願いいたします。

それでは……。何か、これにつきまして？

【和泉委員】 この実施要領から実施要綱、この中の目的のところの記述が、私自身は気になるんですけども。

【金平座長】 どこでございますか。

【和泉委員】 1条の目的というところですね。別紙1のほうです。

【金平座長】 別紙1と入らない、ただの別紙のほうでございますか。

【和泉委員】 はい。これは文言を変えてほしいということではありませんが、検証委員の先生方も、それから検討委員の先生方もそうですが、基本的な考え方として理解してほしいのは、隔離されたのは患者だけではないということなんですね。ハンセン病医療そのもの - - もっと大きく言うと、ハンセン病そのものが隔離をされてしまったために、いろいろな問題が起きているので。それから、厚生労働省は、従来の政策として、療養所中心にしかものを考えていませんので、一般病院における医療がどのように困ったかとか、そういうことを、ハンセン病医療そのもの、あるいはハンセン病医学そのものが隔離されてしまったために起きた悲劇というものに対しては、厚生労働省はほとんど考え方を持っていませんので、委員の先生方の理解は、これは隔離されたのは患者だけではなくて、医療そのもの、あるいはハンセン病関係者そのものが隔離されたために、こういう悲劇が是正されずに90年間も続いたんだと。ここがポイントだと思うので、そういう理解だけはしっかり持った上で、今後考えていただきたいと思います。

【金平座長】 今後、検証していく中で、そういうことが多々あるかと思えますけれども、とりあえずただいまのご指摘は伺っておきたいと思えます。

それでは、先ほどのスケジュールのほうでございますが、大体、これに従ってよろしいでしょうか。鈿委員、先ほどから、もう大変時間がたっているよとおっしゃっておいりましたので、またこれでも非常に時間が幾つもございますけれども、やっぱり何回か、こういうのを重ねていかないとだめだと思えますが、ご了解いただけますか。

それから、これは検証会議の委員の方に伺いますけれども、東京といわゆる療養所現地で会議を開くということについても、ご日程の関係、いろいろあると思えますけれども、一応よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

【牧野委員】 基本的に何も問題がないんですが、できれば、今年中のスケジュールぐらい、この場で決めていただけないかと思うんですね。

【金平座長】 今年度？

【牧野委員】 今年中。12月ぐらいまでの予定は、この場で決めていただけないかとそうすると、私が参加できないとなっているスケジュールでも、何とか動かせるんじゃないかという気がします。

【金平座長】 それは座長といたしましても、ほんとうにお願いしたいところで。どう見てもお忙しい方ばかりでございますので、後で事務局のほうと相談しまして。

ここにスケジュールの表を何か書き込んでいただくのがあるようですから、これに書き込んでいただくと、少し整理ができますか。

【加納(事務局)】 すみません。お手元のほうに日程調整表が行っているかと思うんですが、検証会議につきましたは、一応、来年1月の会議まで、日程を取らせていただきたいということで、今日、ペーパーをお入れしておりますので、そこにご都合を書き込んでいただいて、お戻しいただければ、一番皆様のご都合がそろうところで日程を早急に決めまし

て、ご連絡させていただきたいと思います。

【金平座長】 第2回がまだ決まっておられませんので、ほんとうにこれをすぐに決めさせていただきますが、なぜか第3回が決まっているのでございますけれども、例えば第3回は大丈夫でございますか。

それでは、ちょっとこの場では大変なので、終わりましたときに、すぐにご日程を伺わせていただきまして、今の牧野委員がおっしゃるように、なるべく早く決めたいと思います。はい、藤野委員。

【藤野委員】 日程を決める上で、ちょっとご配慮をいただきたいのは、土曜とか日曜というのは、こういう会議は無理なんでしょうか。ウィークデイですと、なかなか私なんかは授業とかがありまして、そう毎回毎回、休講できないわけですね。ですから、土曜日とか、日曜日とか、そういう日に入れるということはいろいろと難しいんでしょうか。もし可能ならば、そういうこともご配慮いただきたいと思っておりますが。

【金平座長】 そういうご希望が出てまいりましたが、いかがいたしますか。

【藤野委員】 毎回毎回でなくてもいいんですけども、ウィークデイだけではなくて土日も含めたスケジュールをご提案いただけないかということなんです。

【金平座長】 では一応、今日のご意見として伺っておいてよろしゅうございますか。これからいろいろとやっていく中で、みんなの合意を取りつけながら、やはりそこら辺、土日も働こうというようなことでやっていくこともあり得るということでございますが、必ずそこに持っていくということまで、ちょっとまだ私も今日初めてお会いした方がございまして、皆様方のいろいろなご日程はよくわかりませんので、そこまで座長横暴にできないものですから、一応、今日のところはご意見を伺うということにしておきます。

それでは、はい、鮎京委員、どうぞ。

【鮎京委員】 このスケジュール案を見ると、平成15年度で終わりにして、16年3月に最終報告書を出すように一応はなっているんですね。ただ、さっき事務局の話などを聞いていますと、これで間に合わない、もう少し継続する必要があるというふうなことであれば、またそれは考えますということのようです。私がちょっと考えてみるに再来年の3月に最終報告書を出すというのは結構きついスケジュールじゃないかなと思って、検討会の先生方にもお聞きしたいんですが、今から着手していただいて、なかなか難しいんじゃないかなと思うんです。それと同時に、検証会議も13の園を回りますので、毎月1回ずつ回っていったにしても、東京でも会議を交代交代でやっていくということになると大変なことになると思うんですね。あまり現実的じゃないですよ。だから、むしろ平成16年3月の最終報告書は無理であって、17年3月とか、何かそういうふうにしたほうがいいのかなという気もちょっとしています。これは今日は別に決めなくても、次回でもいいと思いますけれども、その点はちょっと議題として残していただきたいと思っています。

【金平座長】 わかりました。おそらく役所の予算ですから、単年度だと思えますけれども、一応、事務局のお話だと、来年度の予算要求があるということを前提にして、来年は続くだろうということで、今回の事務局のスケジュール案が出ておりますので、私もそれを了

解して、今日、お諮りをしております。ただ、そこから先になるとまだ何とも言えませんので、確かにいろいろと出てくる課題、これがそんなに簡単にできるのかどうか、私も大変心もとないというか、ございますので、それは検討の討議をしながら、また厚労省とお話し合いも事務局のほうでなさるのではないかなというふうに考えております。

一応、それでは、今日のところは予定いたしましたことが、これでお決めいただきました。ただ、日程を今ここで決めてと牧野委員がおっしゃいましたので、何とかお帰りまでにちょっと、少なくとも11月の分とお決めいただければというふうに思っておりますが、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、最後に事務的な連絡等がございましたら、事務局のほうから、ここでお願いしたいと思います。

【加納（事務局）】 失礼いたします。先ほどお話しいたしました日程調整表ですがこちらにご記入をいただき、お帰りのときに、委員受付で受付のほうにお出しいただければと考えております。いただきました日程につきましては、できるだけ早く確定をいたしまして、各委員の先生方にご連絡をさしあげたいと思っております。

また第3回の検証会議ですが、先ほどスケジュール案にありましたとおり、大島青松園のほうでとりに行いたいと考えておりますので、できる限り、日程等についてご協力いただければというふうに考えております。

また、本日の交通費・宿泊費等に関する実費支払い等につきましても、同じく委員受付のほうに、お帰りのときにお届けをいただければと考えております。内容についてご質問がある場合には、事務局のほうにご質問いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

事務局のほうからは以上です。

【金平座長】 それでは、本日の会議は、これで終了といたします。どうもご協力ありがとうございました。今後とも、何とぞよろしく願いいたします。（拍手）